食品の安全性に関する有害化学物質リスク管理の今後の進め方について

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政を推進するため、平成17年度に「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を作成し、 手順書に基づき関係者との意見・情報の交換の場としてリスク管理検討会を設置しました。

さらに翌年には、当時の科学的知見及び関係者の関心や国際的動向を考慮した上で、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質を選定し、選定した有害化学物質のリスク管理に必要なデータを入手するため、平成18~22年度までの5年間のサーベイランス・モニタリング中期計画を作成し、これに基づき実態調査などを進めてきました。

中期計画の最終年度となる今年度は、以下について検討を進めます。

1. リスク管理の対象とする有害化学物質の見直しについて

5年間におけるリスク管理の進捗状況や最新の科学的知見及び国際的動向を勘案して、 リスク管理の対象とする有害化学物質の見直しを行います。

消費者、食品事業者などの関係者を代表する立場としてリスク管理検討会メンバーよりご 提供いただいた、個別の有害化学物質に対する関心度合いなどの意見・情報も参考にしな がら、次回のリスク管理検討会(夏頃を予定)でリスク管理上の優先度について議論します。

2. 次期中期計画(平成23~27年度)の作成

平成23年度以降のサーベイランス・モニタリングの対象は、リスク管理上の優先度を勘案 して決めるべきものであることから、次回のリスク管理検討会で次期サーベイランス・モニタリ ング中期計画の作成についても同時に議論します。